

# 特記仕様書

## 第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、佐久市内の都市計画道路の下記事業に適用する。

事業名	路・河川名	箇所名
平成29年度 社会資本整備総合交付金 街路事業 事業裁決申請図書・明渡裁決申立図書作成業務	都市計画道路	佐久市内

(業務管理)

第2条 受託者(以下「乙」という。)は、委託契約書、設計図書、用地調査等共通仕様書、用地調査等特記仕様書、測量作業共通仕様書、長野県公共測量作業規程、長野県測量作業要領、本特記仕様書、業務打合せ書及び関係法規を遵守し、監督員の指示を受け、正確に施行しなければならない。

(履行期間)

第3条 本委託の履行期間は、着手日から平成30年1月26日までとする。ただし、裁決申請及び明渡裁決申立申請は概ね平成29年8月とし、その後、追加資料の提出を求められる可能性がある。

第4条 (提出書類)

本業務の実施にあたり、受託者は、下記の書類を発注者に提出し了承を得るものとする。

- 1 着手届
- 2 工程表
- 3 主任技術者届
- 4 業務実施計画書
- 5 その他必要な書類

第5条 (疑義)

本特記仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、監督員と協議しなければならない。

第6条 (関係官公署への手続き等)

本業務遂行上必要な関係官公署への諸手続きは、速やかに行うものとする。

第7条 (紛争の回避)

本業務の実施にあたり、他人の土地に立ち入る場合には、あらかじめ土地の占有者等の了解を得て、紛争の起こらないように留意しなければならない。

第8条 (損害賠償)

本業務中に生じた諸事故については、その一切の責任を受託者が負うものとする。また、受託者は諸事故の内容を速やかに監督員に報告するものとする。

第9条 (事故の防止)

本業務において、傷害及びその他の事故を未然に防止するよう努力するとともに、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。

第10条 (成果品の帰属等)

本業務において作成された成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なくこれを第三者に公表または流用してはならない。

#### 第 11 条（成果品の瑕疵）

受託者は、成果品の引渡し後であっても、受託者の故意または過失等に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の必要と認める措置を速やかに行うものとし、その費用はすべて受託者の負担とする。

#### 第 12 条（電子成果品）

電子データは、事前にウイルスチェックを実施するものとする。

#### 第 13 条（守秘義務）

本業務において、受託者は業務上知り得た秘密を、何人にも漏洩してはならない。また、契約期間が満了した後も同様とする。

#### 第 14 条（打合せ協議記録簿）

受託者は監督員と協議した内容について、打合せ協議記録簿を作成し、相互に確認するものとする。

#### 第 15 条（個人情報保護の取り扱い）

受託者は本業務の実施にあたり、下記の事項を遵守するものとする。

- 1 受託者は契約目的物、貸与品並びに委託業務の履行に関し、作成された帳票、記録媒体に記録された情報を委託業務の履行以外の用途に使用してはならない。
- 2 受託者は契約目的物、貸与品ならびにデータを許可なく複製若しくは複製、または第三者に提供してはならない。
- 3 受託者は貸与品ならびに磁気テープ等、記録媒体に関する保管その他の管理にあつては、漏洩、滅失、棄損等を防止し、その適正な管理を図るものとする。

#### 第 16 条（貸与資料）

受託者は、本業務において発注者から貸与される資料等について、その重要性と機密性を認識し、本業務従事者以外への開示、譲渡、転売行為、資料等の破損、紛失、盗難等事故のないように取り扱うものとする。なお、資料の修復等にかかる費用については、全て受託者が負担するものとする。

## 第 2 章 作業概要

### （作業概要）

第 17 条 本作業は、裁決申請図書・明渡裁決申立図書等の作成及び収用申請の範囲を求積するための用地測量を行うものであり、業務内容及び業務委託条件は委託設計書のとおりとするが、一部種別については下記のとおりとする。

- ・公図の転写・地積測量図転写・土地登記簿調査については、佐久市都市計画課において実施し貸与します。
- ・境界杭については、木杭とせず、プラスチック杭又は金属鋸（頭部径 15mm）を使用するものとする。

### 第3章 打合せ及び検査

(品質保証)

第18条 本作業の成果品は、第2条に掲げる規程等の諸条件を満たさなければならない。作業完了後、乙の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正を行うものとする。

(打ち合わせ)

第19条 乙は作業着手時、中間、納品取りまとめ時に監督員と打合せを実施し、作業の進捗に支障のないようにするものとする。また、打合せ及び成果品納入時には、現場代理人が立ち会うものとする。なお、各作業の実施数量が確定した段階で、委託数量との対比をし「監督員」に報告するものとする。

なお、本業務の具体的な業務場所、作業内容は落札者へ説明する。

(検査)

第20条 乙は、作業中絶えず点検及び品質管理を行い、作業の最終段階においては、全体的な点検、検査を行うものとする。

(業務完成図書の提出部数)

第21条 本業務の業務完成図書の提出部数は以下のとおりとする。

紙媒体	2部(正・副)	その他、協議による)
電子媒体(CD-R・DVD-R)	2部(正・副)	

### 第4章 その他

(印刷製本費について)

第22条 印刷製本費については以下のとおりとする。

印刷製本費(円・1冊当り) = ((10-0.5X)(%) × 直接人件費(円)) / 6  
ただし、X: 直接人件費(百万円(小数第2位(3位以下四捨五入)))

なお、直接人件費の上限は1千万円とし、その際の1冊当りの費用上限・下限をそれぞれ80,000円、10,000円とする。算出された印刷製本費は、千円未満を切り捨てるものとする。

(その他)

第23条 詳細を確認したい場合は、担当課(建設部都市計画課)へお問い合わせ下さい。